

令和2年11月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月9日（月） 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について
4. 会議に出席した委員（21名）

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	（欠員）	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	（欠員）
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		
5. 会議に出席した事務局職員（3名）

○会長 総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

朝晩、少し寒くなって参りました。新型コロナウイルス感染症対策を行う上でも、体調管理には、十分ご注意をお願いいたします。

また、農作業では、大豆の収穫そして麦の播種など、忙しい時期が続いておりますが、そうした中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案 5件、報告事項 4件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。

よって、令和2年11月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、18番 田籠 新 委員、19番 白木 隆弘 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、井上地内の畑11筆です。

(面積、譲渡人・譲受人)

こちらは、親子間での贈与となります。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書 2 ページ番号 2 は、福童地内の田 2 1 筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第 1 分科会へお願いしておりましたので、第 1 分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第 1 分科会長 ご報告いたします。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 1 分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第 1 分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第 1 号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請

に対する意見について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、干潟地内の田1筆です。

太陽光発電設備の支柱等を設置するために申請があったものです。

平成29年11月の定例総会において、審議、ご承認いただき、県より許可日から3年間の一時転用の許可が下りた案件です。

許可後3年間を経過しようとしておりますので、更新のため申請がっているものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

申請地は、農業振興地域内の農用地区域にある農用地、通称、「青地」と呼ばれる農地となります。

こちらは、支柱を建てて営農を継続するもので、太陽光発電施設で3年間の一時転用になります。従って、例外規定に該当することから、問題ないものと思われます。

なお、太陽光発電設備の下部では、水稻を作られることになっていいます。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

番号2は、下岩田地内の田1筆です。

農地改良を行うために、一時転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は農業振興地域内の農用地区域外にある農用地で、通称、「白地」と呼ばれる農地で、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に分類されます。従って、第1種農地になります。

また、現在、こちらは水田ですが、農地改良、地上げを行いまして、畑利用をされる計画です。

畑になった後はイチジクを栽培されるものとして、営農計画も出ております。以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、番号1及び番号2は、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、大崎地内の畑2筆です。露天駐車場を設置するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

位置図の下部の方に、ピンクと緑色で着色を入れています。

まず、ピンクで着色を入れている方（申請地の西側）ですが、こちらを起点に概ね500メートルの円を描いたものが水色で着色しているラインになります。この500メートル圏内に小郡保育園、市立大崎保育園及びひやまクリニック呼吸器内科の3教育施設、医療施設が位置するものとなっています。

また、申請地の西側の市道につきましては、上・下水道管が埋設されています。以上のことから、ピンクで着色している農地は第3種農地に分類されます。

もう一色、緑色で着色している箇所は、概ね10ヘクタール未満の小集団で生産性の低い農地に分類されます。

以上のことから、この申請地は第3種農地と第2種農地に区分されます。第3種農地については、原則、許可可能となっています。第2種農地については、例外規定に合致するかということになりますが、第3種農地に隣接する土地と一体となって同一の事業の用に供するという例外規定に該当します。

以上のことから、立地基準については問題ないものと思われま

す。
また、申請地内は既設の道路へ勾配を設け、アスファルト舗装及び砕石舗装とすることとなっています。

また、西側の道路側溝に雨水を排水することになっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号2は、八坂地内の田1筆です。

一般個人住宅を建設するため申請があったものです。

（位置図で場所の説明）

申請地を起点に概ね500メートルの円を描いたものが水色で着色しているラインになります。この500メートル圏内に弥生ファミリークリニック、味坂保育園及び味坂小学校の3教育施設、医療施設が位置しております。また、申請地の北側の市道につきましては、上・下水道管が埋設されております。以上のことから、第3種農地に該当します。

また、土地利用計画図から申請地内にコンクリートブロックを設置し、造成を行います。北側の市道に上・下水道管が存することから、市道に埋設された上・下水道管より取水・排水を行います。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

なお、番号1及び番号2は、先月開催しました地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件について、ご説明します。

番号1は、八坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、下岩田地内の畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回9月に受付しました利用権設定につきましては、再設定36件、新規48件、合計84件、また、期間借地につきましては、再設定6件、新規9件、合計15件の申請を受理いたしております。なお、公告は11月16日付といたしております。

以上の他、44ページ番号100及び45ページ番号101は、福岡県農業振興推進機構を介しての賃貸借となり、県の告示は令和3年1月1日付になる予定とのことです。

いずれも、別冊のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

なお、該当する案件を10月の地区会議において報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第3分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項4件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出15件につきまして報告いたします。

番号1は、福童地内の田1筆です。貸手の都合による合意解約です。

番号2は、寺福童地内の田3筆です。借手の都合による合意解約です。

番号3は、福童地内の田2筆です。公共事業のために合意解約されるものです。

議案書の8ページ番号4は、井上地内の畑2筆です。借手の都合による合意解約です。

番号5は、福童地内の田1筆です。公共事業のために合意解約されるものです。

番号6は、福童地内の田3筆です。公共事業のために合意解約されるものです。

次に、議案書の9ページ番号7は、大保地内の田5筆です。貸手の都合による合意解約です。

番号8は、横隈地内の田1筆です。借手の都合による合意解約です。

議案書の10ページ～11ページ番号9は、福童地内の田19

筆です。売買のために合意解約されるものです。

次に、議案書の12ページ番号10は、大板井地内の田9筆です。貸手の都合による合意解約です。

議案書の13ページ番号11は、大板井地内の田4筆です。貸手の都合による合意解約です。

番号12は、三沢地内の田1筆です。貸手の都合による合意解約です。

次に、議案書の14ページ番号13は、福童地内の田4筆です。公共事業のために合意解約されるものです。

番号14は、三沢地内の田1筆です。貸手の都合による合意解約です。

次に、議案書の15ページ番号15は、福童地内の田2筆です。売買のために合意解約されるものです。

なお、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。

転用の目的は、当該申請地の一部を露天駐車場として使用するために、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、大崎地内の畑1筆で宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

○事務局 次に、報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

議案書18ページ～20ページをご覧ください。

なお、18ページにつきましては、追加配布をさせていただきましたA4横紙が有りますので、そちらも併せて、ご覧ください。

まず、農地所有適格法人について、ご説明いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

それでは、番号1について、報告いたします。

番号1は令和2年10月21日に、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1については、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項4件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和2年11月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和2年11月9日（月） 午後 2時37分閉会